



議案第四十号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和五十八年四月三十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾八年四月拾日

承認

三朝町議会議長 名越典由

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和五十八年三月三十一日

三朝町長 松村 喬 成

三朝町条例第十三号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項の表を次のように改める。

法人等の区分	税率
<p>一 資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十七号に規定する資本積立金額との合計額（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社にあつては、令第四十五条の二に定めるところにより算定した純資産額）をいう。次号から第五号までにおいて同じ。）が五十億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。次号から第五号までにおいて同じ。）で町内に有する事務所、事業所又は賃等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性</p>	<p>年額百三十五万円</p>

質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第五号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が五十人を超えるもの

二 資本等の金額が十億円を超え五十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの

三 資本等の金額が十億円を超える法人で従業者数の合計数が五十人以下であるもの及び資本等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの

四 資本等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人以下であるもの及び資本等の金額が千万円を超え一億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの

年額八十五万円

年額二十一万五千円

年額八万円

<p>五 資本等の金額が千万円を超え一億円以下である法人で従業員数の合計数が五十人以下であるもの及び資本等の金額が千万円以下である法人で従業員数の合計数が五十人を超えるもの</p>	<p>年額六万四千円</p>
<p>六 前各号に掲げる法人以外の法人等</p>	<p>年額二万千五百円</p>

第三十四条の二中「同条第一項、第三項から第八項まで」を「同条第一項及び第三項から第九項まで」に、「同条第二項、第四項及び第八項」を「同条第二項、第五項及び第九項」に改める。

第六十三条の二第一項第三号中「各区分所有者」の下に「の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(法第三百五十二条の二第三項の規定による固定資産税額のある分の申出)

第六十三條の三 法第三百五十二條の二第三項の規定による同條第一項第一号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第二号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年一月三十一日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

一 代表者の住所及び氏名

二 共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

三 共用土地に係る区分所有に係る家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

四 各共用土地納税義務者の住所及び氏名、各共用土地納税義務者の共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第十条の規定による割合並びに当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合

五 同項の規定によりおん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 前項の申出書には、当該申出が当該共用土地納税義務者全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

第九十条第二項各号列記以外の部分中「、道路交通法」を「及び道路交通法」に改め、「及び当該者が使用する軽自動車等」を削り、同条第三項中「を呈示する」を「の呈示（町長が、当該軽自動車等の呈示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をする」に改める。

第九十一条第一項中「を呈示して」を「の呈示（町長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の呈示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして」に改め、同条第二項中「を呈示して」を「の呈示をして」に改める。

第九十二条第一項中「たばこ専売法」を「たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）」に改める。

第三百三十九条の二第一項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

附則第五条の三中「昭和五十七年度分」を「昭和五十八年度分」に改める。
附則第十六条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第十六条 昭和五十八年度分及び昭和五十九年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対する第八十二条の規定の適用については、同条第一号イ中「七百元」とあるのは「六百五十円」と、同号ロ中「千円」とあるのは「千円」と、同号ハ中「千四百五十円」とあるのは「千三百円」と、同条第二号イ中「二千二百円」とあるのは「二千円」と、「二千八百五十円」とあるのは「二千六百円」と、「六千五百円」とあるのは「五千九百円」と、「三千六百五十円」とあるのは「三千三百円」と、同号ロ中「千四百五十円」とあるのは「千三百円」と、「四千三百円」とあるのは「三千九百円」と、同条第三号中「三千六百五十円」とあるのは「三千三百円」とする。

附則第十六条の三第三項中「附則第十六の三第一項」を「附則第十六条の四第一項」に改め、同条を附則第十六条の四とする。

附則第十六条の二を附則第十六の三とし、附則第十六条の次に次の一条を加える。

(昭和五十八年度分の町たばこ消費税の特例)

第十六条の二 昭和五十八年度分の町たばこ消費税に限り、第九十二条第三項の規定の適用については、同項中「製造たばこの本数を」とあるのは、「製造たばこの本数(昭和五十八年三月から昭和五十九年二月までの間において法附則第十二条の二により読み替えて適用される法第四百六十四条第三項に規定する政令で定める期間内に小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこについては、当該売り渡した製造たばこの本数に法附則第十二条の二により読み替えて適用される法第四百六十四条第三項に規定する政令で定める率を乗じて得た本数)を」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第二条 改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）第三十四条の二の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 改正前の三朝町税条例（以下「旧条例」という。）附則第五条の三の規定は、昭和五十七年度分の個人の町民税については、なおその効力を有する。

3 新条例第三十一条第二項の規定は、昭和五十八年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は同条第三項の期間に係る法人の町民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の町民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十八条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第四十八条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係

る町民税として納付した又は納付すべきであつた町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第三条 新条例第六十三条の二第一項第三号の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第六十三条の三の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例第九十条第二項及び第三項並びに第九十一条第一項及び第二項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和五十七年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第十六条に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和五十七年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第五条 新条例第三百三十九条の二第一項第三号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、昭和五十八年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十七年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新条例第三百三十九条の二第一項第三号の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、昭和五十八年四月一日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十八年三月三十一日以前にされた土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

